

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農政課	H24.4.2	次世代農業実証事業 現地推進業務委託	2,943,000	諫早市小長井町井崎906 諫早湾干拓地新エネルギー 利用促進協議会 会長 山開 博俊	本事業は、諫早湾干拓地における太陽光パネル での年間を通じた発電量や蓄電池能力の実証、電 動農耕機の耐久性試験を行い、現地での普及に向 けた検討・協議を行うものである。 事業遂行のためには、本事業の趣旨・目的を熟知 した者に委託する必要があるが、現地推進業務に ついては本目的のために構成された唯一の団体で ある「諫早湾干拓地新エネルギー利用促進協議会」 に委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
2	農林部	農政課	H24.4.10	グリーン・ツーリズム 活動強化支援業務委 託	3,965,500	長崎市高島町2707-12 やったるうde高島 会長 松尾 保	緊急雇用事業の活用について調査した結果、人 材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な 研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内 他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ ツーリズムの推進に寄与するものであるため。	第167条の2 第1項 第2号
3	農林部	農政課	H24.4.10	グリーン・ツーリズム 活動強化支援業務委 託	3,928,300	大村市弥勒寺町486 大村市グリーン・ツーリズム 推進協議会 会長 山口 成美	緊急雇用事業の活用について調査した結果、人 材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な 研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内 他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ ツーリズムの推進に寄与するものであるため。	第167条の2 第1項 第2号
4	農林部	農政課	H24.4.10	グリーン・ツーリズム 活動強化支援業務委 託	3,931,900	西海市西海町中浦南郷390- 2 さいかい元気村協議会 会長 増山 文明	緊急雇用事業の活用について調査した結果、人 材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な 研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内 他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ ツーリズムの推進に寄与するものであるため。	第167条の2 第1項 第2号
5	農林部	農政課	H24.4.10	グリーン・ツーリズム 活動強化支援業務委 託	3,931,900	西海市西海町横瀬郷3550-3 株式会社海の駅船番所 代表取締役 山瀧 正久	緊急雇用事業の活用について調査した結果、人 材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な 研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内 他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ ツーリズムの推進に寄与するものであるため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	農林部	農政課	H24.4.10	グリーン・ツーリズム 活動強化支援業務委 託	3,979,800	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2791-13 特定非営利活動法人おぢか アイランドツーリズム協会 理事長 尼崎 豊	緊急雇用事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するものであるため。	第167条の2 第1項 第2号
7	農林部	農政課	H24.4.10	グリーン・ツーリズム 活動強化支援業務委 託	3,937,500	平戸市岩の上町1519 特定非営利活動法人NPOひ らど遊学ねっと 理事長 籠手田 恵夫	緊急雇用事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するものであるため。	第167条の2 第1項 第2号
8	農林部	農政課	H24.4.10	グリーン・ツーリズム 活動強化支援業務委 託	3,822,600	吉岐市郷ノ浦町郷ノ浦281-6 吉岐体験型観光受入協議会 会長 末永 勝也	緊急雇用事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するものであるため。	第167条の2 第1項 第2号
9	農林部	農政課	H24.4.11	グリーン・ツーリズム 活動強化支援業務委 託	3,931,500	対馬市厳原町国分1441 対馬グリーン・ブルーツーリ ズム協会 会長 立花 勝明	緊急雇用事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するものであるため。	第167条の2 第1項 第2号
10	農林部	農政課	H24.4.2	平成24年度ながさき 農林業総合情報シス テム保守委託契約	1,554,000	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社 長崎支店 支店長 横枕 誠治	本システムの開発は富士通(株)が行っており、プログラムの著作権は、当該社に帰属するため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H24.4.2	豚の委託販売	取扱手数料 ・販売価格の 2% と畜検査料 ・1頭につき @330円 と場経費 ・1頭につき @1,940円 運搬料 ・1頭につき @367円 (税別)	島原市有明町大三東戊667-1 雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 中村 一彌	農林技術開発センター畜産研究部門では試験研究のため豚を肥育し、と畜された後、試験豚のと体長、重量、肉質の優劣等を調査している。 調査内容によっては肉と脂肪の一部を買い上げた後、成分分析等を行うなど、一般の食肉業者や食肉センターでは細やかな対応が困難である。 また、突然のケガや疾病等で緊急的に出荷する必要があるものが年間数例出ているが、これらは生体では食肉として出荷できるが、遠いところでは豚が死亡し、食肉として不適となる。 これらの条件に合致し、出荷、と畜、販売までの一連の手続きを一括して行うことができるのは、雲仙養豚農業協同組合のみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
12	農林部	農業経営課	H24.4.12	農作業支援者技術習得支援事業	8,433,700	島原市萩原2-5192-1 島原雲仙農業協同組合 代表理事副組合長 森永 國勝	平成24年度に各地域で農協が主体となって農業者に対する労力支援システムづくりを行うこととしている。 本委託事業は、農作業支援する者の技能向上を図るために実施するものであり、システム運営の実施主体である農業協同組合と一体的に実施することが最も効果的であるため。	第167条の2 第1項 第2号
13	農林部	農業経営課	H24.4.10	農作業支援者技術習得支援事業	6,856,668	五島市籠淵町2450-1 ごとう農業協同組合 代表理事組合長 中尾 弘一	平成24年度に各地域で農協が主体となって農業者に対する労力支援システムづくりを行うこととしている。 本委託事業は、農作業支援する者の技能向上を図るために実施するものであり、システム運営の実施主体である農業協同組合と一体的に実施することが最も効果的であるため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	農林部	農業経営課	H24.4.10	農作業支援者技術習得支援事業	4,571,112	吉崎市郷ノ浦町東触560 吉崎市農業協同組合 代表理事組合長 吉野 誠治	平成24年度に各地域で農協が主体となって農業者に対する労力支援システムづくりを行うこととしている。 本委託事業は、農作業支援する者の技能向上を図るために実施するものであり、システム運営の実施主体である農業協同組合と一体的に実施することが最も効果的であるため。	第167条の2 第1項 第2号
15	農林部	農業経営課	H24.4.10	農作業支援者技術習得支援事業	6,856,668	対馬市厳原町中村606-19 対馬農業協同組合 代表理事組合長 桐谷 安博	平成24年度に各地域で農協が主体となって農業者に対する労力支援システムづくりを行うこととしている。 本委託事業は、農作業支援する者の技能向上を図るために実施するものであり、システム運営の実施主体である農業協同組合と一体的に実施することが最も効果的であるため。	第167条の2 第1項 第2号
16	農林部	農業経営課	H24.6.22	農作業支援者技術習得支援事業	3,378,648	佐世保市吉井町立石12-1 ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 松田 辰郎	平成24年度に各地域で農協が主体となって農業者に対する労力支援システムづくりを行うこととしている。 本委託事業は、農作業支援する者の技能向上を図るために実施するものであり、システム運営の実施主体である農業協同組合と一体的に実施することが最も効果的であるため。	第167条の2 第1項 第2号
17	農林部	農地利活用推進室	H24.4.17	耕作放棄地復旧保全・景観向上業務委託	5,523,000	長崎市布巻町111-1 一般財団法人長崎市地産地消振興公社 理事長 原田 泰光	本事業は、緊急雇用交付金を活用して離職者等の作業員を新たに雇用して耕作放棄地を解消し、農地復旧保全と景観向上を図る事業であり、耕作放棄地解消実績とともに、解消活動への取組み意欲が高く、農地所有者との調整能力に優れた当該団体に対して業務を委任するものである。	第167条の2 第1項 第2号
18	農林部	農地利活用推進室	H24.4.17	耕作放棄地復旧保全・景観向上業務委託	5,524,000	対馬市峰町三根3-30 財団法人対馬市農業振興公社 理事長 大川 昭敬	本事業は、緊急雇用交付金を活用して離職者等の作業員を新たに雇用して耕作放棄地を解消し、農地復旧保全と景観向上を図る事業であり、耕作放棄地解消実績とともに、解消活動への取組み意欲が高く、農地所有者との調整能力に優れた当該団体に対して業務を委任するものである。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	農林部	農地利活用推進室	H24.4.17	耕作放棄地復旧保全・景観向上業務委託	5,621,000	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2278-2 財団法人西海市農業振興公社 理事長 竹口 一幸	本事業は、緊急雇用交付金を活用して離職者等の作業員を新たに雇用して耕作放棄地を解消し、農地復旧保全と景観向上を図る事業であり、耕作放棄地解消実績とともに、解消活動への取組み意欲が高く、農地所有者との調整能力に優れた当該団体に対して業務を委任するものである。	第167条の2 第1項 第2号
20	農林部	農地利活用推進室	H24.4.17	耕作放棄地復旧保全・景観向上業務委託	5,709,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷2385-2 財団法人小値賀町担い手公社 理事長 西 浩三	本事業は、緊急雇用交付金を活用して離職者等の作業員を新たに雇用して耕作放棄地を解消し、農地復旧保全と景観向上を図る事業であり、耕作放棄地解消実績とともに、解消活動への取組み意欲が高く、農地所有者との調整能力に優れた当該団体に対して業務を委任するものである。	第167条の2 第1項 第2号
21	農林部	農地利活用推進室	H24.4.17	耕作放棄地復旧保全・景観向上業務委託	5,472,000	諫早市高来町船津910 特定非営利活動法人 拓生会 理事長 川田 順一	本事業は、緊急雇用交付金を活用して離職者等の作業員を新たに雇用して耕作放棄地を解消し、農地復旧保全と景観向上を図る事業であり、耕作放棄地解消実績とともに、解消活動への取組み意欲が高く、農地所有者との調整能力に優れた当該団体に対して業務を委任するものである。	第167条の2 第1項 第2号
22	農林部	農地利活用推進室	H24.4.17	耕作放棄地復旧保全・景観向上業務委託	5,656,000	平戸市岩の上町1519 特定非営利活動法人 NPO ひらど遊学ねっと 理事長 籠手田 恵夫	本事業は、緊急雇用交付金を活用して離職者等の作業員を新たに雇用して耕作放棄地を解消し、農地復旧保全と景観向上を図る事業であり、耕作放棄地解消実績とともに、解消活動への取組み意欲が高く、農地所有者との調整能力に優れた当該団体に対して業務を委任するものである。	第167条の2 第1項 第2号
23	農林部	農地利活用推進室	H24.4.17	耕作放棄地復旧保全・景観向上業務委託	5,699,000	大村市松山町857-3 特定非営利活動法人 長崎更生会絆 理事長 井手 洋一	本事業は、緊急雇用交付金を活用して離職者等の作業員を新たに雇用して耕作放棄地を解消し、農地復旧保全と景観向上を図る事業であり、耕作放棄地解消実績とともに、解消活動への取組み意欲が高く、農地所有者との調整能力に優れた当該団体に対して業務を委任するものである。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	農林部	畜産課	H24.4.2	平成24年度長崎県 死亡牛BSE検査円滑 化対策事業委託	9,240,000	諫早市下大渡野町2041-1 長崎レンドリング協同組合 理事長 本田 清秀	<p>本県には、「化製場等に関する法律」に基づく死亡牛の適正処理施設(化製場)が諫早市と川棚町に各1施設あり、本事業開始以前から県南地域の農家で発生した死亡牛は、輸送費の関係から長崎レンドリング協同組合(諫早市)に搬送されていた。</p> <p>死亡牛を収集する化製場に業務を委託することで、漏れなく検査材料の採材ができ、その後の処理も適正に実施されるので、環境問題が発生するおそれが極めて少ない。</p> <p>県南地域には、長崎レンドリング協同組合の他には化製場はなく、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号
25	農林部	畜産課	H24.4.2	平成24年度長崎県 死亡牛BSE検査円滑 化対策事業委託費	4,020,000	東彼杵郡川棚町三越郷51-2 ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 辰男	<p>本県には、「化製場等に関する法律」に基づく死亡牛の適正処理施設(化製場)が諫早市と川棚町に各1施設あり、本事業開始以前から県北地域の農家で発生した死亡牛は、輸送費の関係からハラサンギョウ株式会社(川棚町)に搬送されていた。</p> <p>死亡牛を収集する化製場に業務を委託することで、漏れなく検査材料の採材ができ、その後の処理も適正に実施されるので、環境問題が発生するおそれが極めて少ない。</p> <p>県北地域には、ハラサンギョウ株式会社の他には化製場はなく、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H24.4.9	現場検定牛計4頭(福太郎他)売買契約	1,984,500	北松浦郡小値賀町笛吹郷1571 小値賀町和牛改良組合 組合長 濱元 弥一郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項 第2号
27	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H24.4.24	現場検定牛計4頭(安平乃仁他)売買契約	1,974,000	雲仙市吾妻町永中名1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長 奥村 慎太郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H24.4.27	現場検定牛計6頭(安平乃幸他)売買契約	2,635,500	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項 第2号
29	農林部	農村整備課	H24.4.2	平成24年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.3長崎県版運用保守改良業務委託	4,168,500	東京都中央区日本橋富沢町10-16 社団法人農業農村整備情報総合センター 理事長 高橋 強	積算システムとは、農林水産省が直轄工事のため開発したもの。(社)農業農村整備情報総合センターは農林水産省と使用許諾契約を締結し、このシステムを補助版標準積算システムへ改良している。同センターは補助版標準積算システムの著作権を保有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことはできない。これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
30	農林部	諫早湾干拓課	H24.4.2	諫早湾干拓農地賃貸借契約	1,375,632	諫早市小船越町3171 財団法人長崎県農業振興公社 理事長 田中 桂之助	諫早湾干拓地で展開する環境保全型農業の技術確立し、営農のリスクを回避するとともに早期に営農を定着させるためには、入植・増反者の営農品目であるタマネギ、ニンジン、キャベツ、ばれいしょ、飼料作物等について、干拓地で栽培試験等を行うほ場を確保することが必要であることから、本件干拓地内のすべての農地を保有する(財)長崎県農業振興公社から借り受ける。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	農林部	林政課	H24.4.2	平成24年度ながさき 森林づくり担い手対策 事業(林業就業参入 研修事業)委託	7,882,841	諫早市貝津町1122-6 社団法人長崎県林業協会 会長理事 八江 利春	本委託事業は、建設業等の従事者に対し、林業の技能研修や就業体験を行い、森林整備への本格就業に繋げることを目指すものであり、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、新たに林業に就業しようとする者の就業支援や研修を行うため、知事が指定している「林業労働力確保支援センター(長崎県林業協会)」と連携して実施することが必要である。	第167条の2 第1項 第2号
32	農林部	森林整備室	H24.4.2	森林国営保険事務処 理作業委託	3,066,477	諫早市貝津町1122-6 長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春	本業務は、森林国営保険法第24条において、事務処理については都道府県森林組合連合会会長及びその他県知事が適当と認めた者に委託することができること定められており、当県においては、長崎県森林組合連合会のみが県内において国営保険事務処理用システムを所有しており、他の機関ではこの事業は取り扱えない。	第167条の2 第1項 第2号
33	農林部	林政課	H24.4.2	長崎県森林整備加速 化・林業異性事業(地 域材活用促進支援)業 務委託	3,485,400	諫早市貝津町1122-6 一般社団法人長崎県木材組 合連合会 会長 増山 忠男	本委託事業は、地域材を利用し木造住宅を新築又は増改築しようとする方に対して地域材の利用量に応じて補助金を交付するための検査業務等を行うものであり、補助金を交付する条件である地域材の材種・使用状況等の確認を行うにあたり、他団体では対応が難しいため。	第167条の2 第1項 第2号
34	農林部	森林整備室	H24.4.26	平成24年度長崎県造 林システム維持管理 及び機能改修業務	3,328,500	大阪市浪速区敷津東1-2-47 クボタシステム開発株式会 社代表取締役社長 深堀 益稔	本システムは、当社が商品化しているパッケージソフトを長崎県用に追加開発したものであり、当社が所有するパッケージソフトに関する著作権は当社に帰属するため、他に当システムを保守できる業者はいない。 また、本システムはトラブル等で運用が停止すると造林補助金の確定及び支出が間に合わない等の重大な支障が発生するため、年間を通しての維持管理及び制度改正に伴う機能改修等の迅速な対応が必要であり、本システムを開発し、関連業務も熟知している当社に委託する必要がある。 本システムは、クボタシステム開発(株)に著作権があり、その維持管理については、同社以外では実施できないため、随意契約となった。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H24.5.30	現場検定牛計8頭(ただし他)売買契約	3,859,800	吉崎市芦辺町国分東触706番地 吉岐肉用牛改良組合 組合長 成石 範明	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項 第2号
36	農林部	農村整備課	H24.5.9	平成24年度災害復旧事業事務システム運用保守改良業務委託	1,575,000	東京都中央区日本橋富沢町10番16号 社団法人 農業農村整備情報総合センター 理事長 高橋 強	災害復旧事業事務システムは、(社)農業農村整備情報センターが農林水産省指導のもとに平成17年に開発し、使用許諾権を有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことはできない。これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
37	農林部	森林整備室	H24.5.11	平成24年度新土木工事積算システムデータ(森林土木体系)改訂業務委託	5,617,500	長崎市出来大工町36番地 扇精光株式会社 代表取締役 扇 健二	本業務はシステムの改変が伴い、プログラムの複製や改変、一部使用は著作権を侵害する行為となるため、著作権を有する扇精光以外は改変を行うことができない。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H24.6.1	敷料の単価契約	@2,000/m ² (税抜き)	雲仙市国見町土黒甲60-2 森瀬産業 代表 森瀬重光	牛の敷き料として使用している「のこくず」は、古い材木を材料としたものは粉じんになりやすく風にとばされやすい。また、牛や職員(目に入る)の安全衛生上から、新建材を材料とした良質の「のこくず」が必要である。 平成24年度において、これまでの契約方法について見直しを行い、一般競争入札による入札を実施したが入札者がなかった。 このため、良質の「のこくず」の納入実績がある当該地区の業者と県北で納入実績がある業者との見合わせにより随意契約とした。	第167条の2 第1項 第8号
39	農林部	林政課	H24.6.29	平成24年度ながさき 森林づくり担い手対策 事業(高能率生産システム 実証研修事業) 委託	6,774,800	諫早市貝津町1122-6 社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江 利春	本事業は、県内の各地域に適合した生産システムへの改善と効率化について検討し、実践研修を行うものであり、低コスト高効率生産システム設定・管理ができる経営感覚に優れた人材を養成することを目的としており、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業に就業しようとする者の就業を支援や研修などのため知事が指定している「林業労働力確保支援センター(長崎県林業協会)」と連携して実施することが必要であるため。	第167条の2 第1項 第2号
40	農林部	林政課	H24.7.2	平成24年度緑化推進 事業委託	3,202,000	長崎市江戸町2-13 公益社団法人 長崎県緑化 推進協会 理事長 上田 裕司	本事業は、緑化の推進を図ることを目的とし、緑の少年団の育成指導と学校児童生徒に対する緑化啓発を行うものである。これらの事業は、緑の募金活動と一体的に実施する方が効果的であり、緑の募金活動を認められている団体は県内では唯一、長崎県緑化推進協会のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	農林部	農政課	H24.6.20	平成24年度狩猟免許 試験等の実施に関する 業務委託	1,316,000	長崎市樺島町9-13筑後屋柴 田ビル3階 社団法人 長崎県猟友会 会長 井手 耕作	試験及び適性検査の実施にあたっては、わな・銃器の取り扱いなどの専門的知識を有し、かつ、狩猟全般について精通している者がその任にあたらなければならない。 社団法人長崎県猟友会は、県内狩猟者の多くが会員となっている法人であり、日頃から狩猟知識の普及、狩猟道德の向上に尽力しており、狩猟全般にわたる専門知識を有している唯一の団体である。従って、当団体以外には本業務を委託できる団体等はない。	第167条の2 第1項 第2号
42	農林部	農政課	H24.7.19	イノシシ被害対策重 点モデル事業業務委 託	6,680,000	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2278-1 西海市有害鳥獣被害対策協 議会 会長 田中 正博	・本事業は緊急雇用事業を活用して、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を行うものであるが、当該協議会は鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であるため、当該市町で本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
43	農林部	農政課	H24.8.3	イノシシ被害対策重 点モデル事業業務委 託	13,720,000	南松浦郡新五島町青方郷 1554-3 上五島地域有害鳥獣防除対 策協議会 会長 幹 保孝	・本事業は緊急雇用事業を活用して、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を行うものであるが、当該協議会は鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であるため、当該市町で本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
44	農林部	農政課	H24.8.16	イノシシ被害対策重 点モデル事業業務委 託	4,000,000	長崎市桜町2-22 長崎市有害鳥獣協議会 会長 原田 泰光	・本事業は緊急雇用事業を活用して、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を行うものであるが、当該協議会は鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であるため、当該市町で本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45	農林部	農政課	H24.8.27	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	37,590,000	対馬市厳原町国分1441 対馬地区有害鳥獣対策協議会 会長 桐谷 安博	・本事業は緊急雇用事業を活用して、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を行うものであるが、当該協議会は鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であるため、当該市町で本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
46	農林部	農政課	H24.8.3	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	34,240,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会 会長 小川 肇	・本事業は緊急雇用事業を活用して、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を行うものであるが、当該協議会は鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であるため、当該市町で本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
47	農林部	農政課	H24.8.15	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	5,244,552	平戸市岩の上町1508-3 平戸市鳥獣被害防止対策協議会 会長 荒木 誠	・本事業は緊急雇用事業を活用して、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を行うものであるが、当該協議会は鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であるため、当該市町で本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
48	農林部	農政課	H24.8.15	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	6,434,710	松浦市志佐町里免365 松浦市有害鳥獣駆除対策協議会 会長 濱村 秀喜	・本事業は緊急雇用事業を活用して、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を行うものであるが、当該協議会は鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であるため、当該市町で本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
49	農林部	農政課	H24.8.15	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	6,594,000	諫早市東小路町7-1 諫早市有害鳥獣防除対策協議会 会長 藤田 龍敬	・本事業は緊急雇用事業を活用して、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を行うものであるが、当該協議会は鳥獣被害防止特措法に基づき定める鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するため、市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であるため、当該市町で本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にないため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
50	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H24.9.24	肥育素牛(雄子牛 (乳用種・交雑種)) 12頭売買契約	2,091,348	諫早市中通町1672 開拓ながさき農業協同組合 代表理事組合長 平木 勇	本試験で未利用資源の飼料化を行い、肉用牛における生産性をホルスタイン種・交雑種を用い研究する。本試験で飼育する5～6カ月齢のホルスタイン種・交雑種については、県内家畜市場での取引の実態がなく、当該農協1者しか販売していないため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
51	農林部	農政課	H24.9.18	九州グリーンツーリズムシンポジウム2012 in長崎誘客促進業務委託	5,355,600	大村市弥勒寺町486 大村市グリーン・ツーリズム推進協議会 会長 山口 成美	本事業は緊急雇用事業を活用して、今年度、本県で開催される九州グリーン・ツーリズムシンポジウムの内容及び本県のグリーン・ツーリズムの魅力を九州内外へ広く周知することで、大会への関心を高め、多くの来場者を確保するとともに、来場者の農家民泊への誘導を図る目的で実施する。主催は九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012実行委員会を中心に、大村市、長崎県、長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会であり、離島を含む県内7地域における分科会や全体会を実施するイベントである。このため、本事業を効率的に遂行できるのは、九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012実行委員会の事務局を務める「大村市グリーン・ツーリズム推進協議会」のほかにない。	第167条の2 第1項 第2号
52	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H24.10.10	肥育素牛(雄子牛 (黒毛和種))6頭売買契約	2,537,850	雲仙市吾妻町永中名1283-1 全国農業協同組合連合会 長崎県本部 県南畜産事業所 所長 山川 千秋	農林技術開発センターでは、飼育管理技術が肉用牛の生産性及び肉質に及ぼす影響を研究している。肥育試験における経費節減のためセンター内で生産した子牛を材料牛として用いるが、不足する材料牛は購入する必要がある。遺伝的なバラツキを小さくし、飼養管理による影響を明確にするため、センターで生産した子牛と血統や体型を揃える必要があり、生産者の協力を得て候補牛の発育、体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって「性格・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
53	農林部	農政課	H24.10.12	特定鳥獣イノシシ捕獲研修会事業委託	2,300,000	社団法人長崎県猟友会 会長 藤田 龍敬	野生獣類の捕獲には、経験と猟具の取扱いに専門的知識を有し、かつ狩猟全般に精通していることが求められる。現在のところそのような者を有する団体等は、県内には当該団体のみであり、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
54	農林部	農産園芸課	H24.11.9	施設園芸での複合環境制御技術の確立と普及に関する業務委託契約	2,079,709	大村市池田1丁目219-6 ネボン株式会社 長崎出張所 所長 児玉紀行	事業実施のため、ハウス内環境(温湿度、炭酸ガス濃度、照度、加温機温度、燃焼時間、回数)の一体的なリアルタイム計測が必要であるが、データ通信可能な加温機はネボン製のみであり、その計測技術をもち、かつインターネットでリアルタイムに必要なデータを24時間表示し、長期間データを記録できる技術を持っているのは加温機及び炭酸ガス発生機の製造元であるネボン株式会社のみである。更に加温機電子基盤等精密機器への接続及び保守管理等も開発元であるネボン株式会社に限定される。このシステムは県内でネボン株式会社長崎出張所のみが取り扱いを行っている。 また、ネボン株式会社は本事業に参画しており、暖房機、除湿及び炭酸ガス発生機の制御技術の提供などの負担を求め共同事業として実施することで効果的な実施が可能である。 この技術についてはH22年に総務省事業で開発・実施されている技術で実績があり、全農と協業が行われるなど委託の実施に信頼できる相手でもある。これらのことより、契約相手方が当該出張所に特定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
55	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H25.1.9	現場検定牛計6頭(西福国他)売買契約	2,656,500	雲仙市吾妻町永中名1283 1番地 県南地域和牛改良協議会 会長 代理 町田 義博	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号
56	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H25.1.29	現場検定牛計7頭(蒼龍他)売買契約	3,244,500	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号
57	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H25.2.18	製茶機械(振動コンベヤ外)の賃貸借契約	1,092,000	静岡県島田市金谷栄町347-8 カワサキ機工(株) 取締役社長 枝村 康生	本契約は、平成24年度リースの機器を引き続きリース契約を行うものであり、現在機器を設置している業者に契約相手方が特定されるため随意契約とするものである。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
58	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H25.2.26	検定牛計3頭(輝忠平他)売買契約	2,268,000	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号
59	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H25.2.27	検定牛計4頭(福他)売買契約	2,929,500	吉崎市芦辺町国分東触706 吉岐肉用牛改良組合 組合長 成石 範明	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号
60	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H25.3.12	検定牛計4頭(竜斗乃喜久他)売買契約	1,963,500	佐世保市宇久町平328 1 宇久地区和牛部会 部会長 岡村 哲夫	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円